

愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針

1 趣旨

ゴルフ場における農薬の適正な使用を推進し、農薬による被害の防止及び環境の保全を図るため、事業者（県内に所在するゴルフ場を経営し、又は管理運営している者）が農薬を使用する場合に遵守すべき指針を次のとおり定める。事業者は、国の定める農薬を使用する者が遵守すべき基準、愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱等のほか、この指針を遵守しなければならない。

2 農薬の適正な取扱い

（1）農薬の選定・購入

ア 農薬を購入する場合には、登録のある農薬を購入し登録のないもの（無登録農薬）は購入しない。（表示に農林水産省の登録番号のあるものを購入する。）

イ 使用農薬の選定・購入に当たっては、防除の目的に合致する農薬のうちから、適用作物、防除効果、使用方法、薬害、混合性、毒性、残留性、使用場所、周辺の条件、残液・空瓶・空袋の処理の難易等を総合的に判断し、最も適当な農薬を選定・購入する。なお、同様な防除効果を有する農薬でも、毒性（毒劇物の区分、魚毒性）が異なる場合があるので、毒性の低いものを選定・購入する。

ウ 具体的に防除計画を立て、必要以上の農薬を購入しないようにし、保管中の農薬事故や目的外使用などの防止に努める。

エ 毒物又は劇物に指定されている農薬を購入する場合には、農薬販売者（毒物劇物販売業者）に薬剤の名称、数量、年月日、氏名、職業、住所等を記載し、押印した書面（毒物劇物譲受書）を提出する。なお、精神障害者及び麻薬等の中毒者又は18歳未満の者は毒劇物を購入することができない。

（2）農薬の運搬

ア 農薬を運搬するときは、運搬の途中で袋が破れたり、瓶が割れたり、栓が緩んでこぼれたりすることのないよう、保管箱に入れるなど包装を厳重にして行う。

イ 農薬は、飲食物と一緒に箱等に入れて運搬しない。

（3）農薬の散布

ア 農薬散布前

（ア）農薬の表示には、適用作物、使用方法、使用上の注意等必要な事項が記載されているので、これを熟読し、これを遵守する。

（イ）散布作業に必要な保護マスク、保護眼鏡、保護クリーム、手袋、帽子、長靴、長そでシャツ、上着、長ズボン、防除着等は、あらかじめ準備しておく。

（ウ）使用する器具若しくは施設が、作業中に故障しないよう完全に整備されているかどうかを十分点検しておく。とくに、ホースの接続部等の不良により薬液が噴出したりすることのないように留意する。

- (エ) 散布に關係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- (オ) 万一の事故に備え、薬剤の名称や毒物・劇物の區別等を記録しておく（中毒した場合、医師に提示するため。）とともに、応急手当の方法、解毒方法等を熟知しておく。
- (カ) 睡眠不足の者、病後の者、妊婦、生理日の婦人、手や足に傷のある者、皮膚病や薬物に敏感な体質（アレルギー体質等）の者、肝臓が悪い者など、不健康な状態や極度に疲労している者は、散布作業に従事しない。
- (キ) 散布作業によって中毒になった者は、その中毒が重い場合には完全治癒してから1か月以上、軽い場合でも7日から10日以上経なければ、散布作業に再び従事しないようにする。
- (ク) 散布直後に散布した場所に入ることのないよう、必要な作業はあらかじめ済ませておく。
- (ケ) 使用された農薬により、水道水源、河川、湖沼、海域等を汚染しないように散布地域及び周辺の実情を十分把握しておく。
- (コ) 風向き、風の強さを考慮し農薬が飛散するおそれのあるときは、散布作業をとりやめる。（住宅地、学校、病院等が周辺にある場合は、特に留意する。）
- (サ) 降雨が予想される場合は、防除効果の面からも、また河川等への流出防止の面からも散布作業をとりやめる。
- (シ) 一時に広範囲の防除を行う場合は、特に細心の注意を払い、被害が生じないよう必要な対策を講じておく。

イ 散布液調製時

- (ア) 散布面積、病害虫の種類等に適合した散布液の量を調整し、散布時に過不足のないようにする。
- (イ) 散布液の調製は、経験者が必ずゴム手袋や保護マスク、帽子を着用し、できるだけ顔や手など露出部分を少なくし、露出部分には保護クリームを塗って行う。とくに、粉末の水和剤等は、風に舞いやすいので注意し、粉末を吸い込まないように慎重に取り扱う。
- (ウ) 薬液を計るときは、瓶の周囲に薬液が付かないように注意し、計り終わったら1回ごとに必ず栓をする。もし、瓶の周囲に薬液が付いたときは、布切れ等で、よく拭きとり、薬液の付いた布切れ等は危険のないように土中に埋めるか焼き捨てる。
- (エ) 乳剤を調製する場合には、原液を初めは少量の水に溶かし、徐々に所定量の水と混合し、よくかきませて行う。水和剤を調製する場合には、粉末を少量の水でのり状によく練ってから、徐々に所定量の水を加えながら混ぜて行う。このとき、水滴が跳ね返らないように注意する。
- (オ) 薬液が道路等にこぼれたときは、直ちに汚染された部分の土を除去し、地下水を汚染しない場所の土中に埋めるか、又は洗い流すなどして危険のないようにしておく。また、この際、洗い流した液が用水や河川等に流れ込むことのないように配慮する。

ウ 農薬散布時

- (ア) 散布作業に慣れてくると、油断して取扱いが粗雑になりやすいので、散布に当たっては、指導者の指示に確実に従うなど、常に安全な作業を心がける。
- (イ) 服装の不完全な者が中毒する場合が多いので、帽子、保護マスク、保護眼鏡、長ズボン、長そでの上着などの作業着、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用する。上着や長ズボンは、防水されたものを用いる。また、顔等の露出部分には保護クリームを塗る。
- (ウ) 樹木のような高い所へ薬剤を散布する場合には、頭きんのように頭から肩まで覆うことのできる帽子と、農薬散布用に作られた補助着（防除着）を必ず着用して行う。
- (エ) 散布する場合には、風向きを考え、風下から逐次風上に散布作業を進めるとともに、常に風上に位置し、噴霧液や散布粉を直接浴びないようにする。また、常に散布農薬が周辺に飛散しないように配慮する。
- (オ) 夏期等の作業は、日中の暑い時を避け、朝夕の比較的涼しい時期を選んで行うとともに、連日の散布を避ける。
- (カ) 休憩時や散布後に、たばこを吸ったり食事をする場合には、必ず手や顔をよく洗うとともに、うがいをしてから行う。
- (キ) 作業中に頭痛、めまい、吐き気がするなど気分が悪くなった場合には、直ちに作業をとりやめ、医師の診断を受ける。
- (ク) 薬剤が皮膚に付いた場合は、直ちに石けん水で皮膚を洗い、また、散布液をひどく浴びたときは、交替するなり、衣服を替えるなりにする。（常に、予備の着替えをビニール袋に入れて用意しておく。）
- (ケ) 防除作業員の人員や散布時間には十分な余裕を取り、無理に強行することのないようにしてし、同じ者が長時間散布作業に携わることのないように配慮する。

エ 農薬散布後

- (ア) 顔、手足はもちろん全身を石けんでよく洗うとともに、衣服は下着まで全部取りかえ、作業に使用した衣服は必ず石けんを用いてよく洗う。また、作業に使用した衣類は、翌日、そのまま着用することのないよう注意する。作業後及びその晩は、次の諸点に注意すること。
- 飲酒を慎む。
 - 夜更かしをしない。
 - 気分が少しでも悪くなったら医師の診断を受ける（医師の診断を受ける際には、農薬散布作業の内容と使用農薬名を告げる。）。
- (イ) 使用した容器や器具はよく洗うとともに、洗浄液、使用残りの薬液は河川等に流さずに、散布むらの調整等に使用することにより処理する。
- (ウ) 使用後の空容器・空瓶及び空袋を野焼きしたり、戸外に放置することのないよう注意し、廃棄物業者に処理を委託するか、または空容器を焼却する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則」に定める基準に適合する施設で焼却

する。

(エ) 使い残した農薬は、密封、密栓し、未使用の農薬と一緒に農薬専用の保管庫等へ収納する。また、飲料用空びん等への移しかえは、誤飲等の事故につながるので絶対にしない。

(4) 農薬の保管管理

農薬は、長い間貯蔵しておくと貯蔵中に変化して効力が低下したり、薬害が出やすくなったりすることもあり、保管管理も不注意になりがちで、事故なども起きやすくなるので、必ず計画的に購入し、必要以上の農薬を長時間貯蔵しないようにする。農薬を保管するときは、次のことを遵守する。

ア 薬剤は、密閉して専用の保管庫等に保管する。

イ 保管場所には施錠をし、盗難・紛失の防止、その他誤用のないようにする。

ウ 保管場所は、薬剤が飛散したり、地下にしみ込んだり、又は流れ出るおそれのない場所とする。

エ 毒物又は劇物に該当する農薬の保管場所には、毒物については「医薬用外毒物」また、劇物については「医薬用外劇物」の文字を表示し、その他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とする。

オ 薬剤は、他の容器に移し替えないようにする。

カ 農薬の種類別に購入量及び使用量等を記帳し、常に在庫数量を管理する。

キ 消防法別表に定める危険物に該当する薬剤を一定数量以上保管する場合には、所轄の消防本部の許可を受けるか、又は届け出る。

ク 地震対策として次の点に留意し保管する。

(ア) 保管庫を固定・補強しておく。

(イ) 瓶等転倒時に破損しやすいものは、保管庫内の下段に置き、しっかりとふたや栓をして箱に入れる等の転倒防止策を講じておく。

(ウ) 地震発生時に備え、農薬の流出・飛散を防止するため、土、砂、ベントナイト等を常備しておく。

(エ) 警戒宣言が発令された場合は、安全確認・点検を行う。

3 ゴルフ場の周辺環境等に対する被害防止

(1) 住民等に対する被害防止

住宅地等に接したゴルフ場での散布は、風向き等を考慮し、粒剤や微粉剤を使用したり、早朝の風のない時などに作業をするなど、住宅地等に農薬が飛散しないようにする。また、必要に応じてあらかじめ周辺の住民に注意事項を連絡し、ゴルフ場周辺の被害防止対策を徹底しておく。とくに学校、病院、保育園等公共施設又は水道水源等に近接した所での散布は、慎重に実施する。

(2) 水産動植物等に対する被害防止（水質汚濁の防止）

農薬の使用に伴う水産動植物の被害の発生又は公共用水域の水質の汚濁を未然に防止するため、次の事項を遵守する。

- ア 農薬取締法施行令第2条に掲げる水質汚濁性農薬は、使用しない。
- イ 県内全域にわたり、魚毒性の低い農薬の使用を推進し、農薬取締法第16条に基づく表示の中に「水産動植物に有害な」旨の表示のある農薬は、できる限り使用しないよう努めるものとする。
- ウ 農薬取締法第16条第7号（水産動植物に有毒な農薬については、その旨）に基づく表示のある農薬については、その表示事項を遵守する。
- エ 散布された薬剤が、河川、湖沼、海域及び養殖池（以下「河川等」という。）に飛散又は流入するおそれのある場所では使用せず、これらの場所以外でも一時に広範囲には使用しないこと。
- オ やむを得ず、使用地域内及びその周辺に魚介類の養殖場がある場合には、使用する農薬の選定、使用時期、使用方法及び水管理等について、当該養殖業関係者と十分協議の上、被害の未然防止に努める。
- カ 使用残りの薬液が生じないように調整を行うとともに、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水、使用残りの薬液は、河川等に流さず、散布むらの調整等に使用する。
- キ 使用後の空容器、空袋等は、廃棄物処理業者に処理を委託するか、市町村又は農業団体等による回収・処理システムのある地域では定められた方法により処分するか、若しくは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則」に定める基準に適合する施設で焼却する等により、水産動物に影響を与えないよう安全に処理すること。
- ク 降雨直前の農薬の使用は避ける。
- ケ 極力、河川等への農薬の流出防止等を図るため、調整池の水をかん水、農薬散布用に使用するともに、調整池の汚泥等を定期的に除去（清掃）し、貯水容量の確保に努める。

(3) プレーヤー等に対する被害防止

プレーヤー等に農薬が飛散又は付着しないようにするため、次の事項を遵守する。

- ア 農薬散布は、原則として休業日又は営業の終了後等に実施する。
- イ やむを得ず営業中に農薬散布を実施する必要があるときは、風向き等を考慮し、プレーヤー等に飛散しないようにする。また、掲示板等により注意を喚起し、散布区域にプレーヤー等が近づかないよう配慮する。
- ウ 農薬を散布した後数日間は、散布農薬の種類名、散布場所、散布日等を掲示板等で表示し、プレーヤー等の注意を喚起する。

(4) 家畜及びみつばちに対する被害防止

- ア ゴルフ場周辺に牛舎、鶏舎、牧草などがある場合は、風向きを考えて農薬がこれら施設に飛散しないようにする。
- イ 農薬散布によりみつばち群に被害を及ぼすおそれのあるときは、地区養蜂組合に使用農薬名、使用時期、使用範囲、使用方法等を少なくとも散布2週間前に連絡する。

ウ ゴルフ場周辺でみつばち群の飼育が明らかな場合は、事前に養蜂家への連絡を行う。

(5) 蚕に対する被害防止

ゴルフ場周辺に桑園又は養蚕施設がある場合は、次の点を遵守する。

ア 桑園又は養蚕施設に薬剤が飛散しないように散布する。

イ 飛散のおそれのある場合は、所有者に連絡し、蚕の飼育時期と農薬の残留期間を考慮して前もって桑を摘みとるなどの措置を講じるようにする。

ウ BT剤は、蚕を含めた鱗翅目害虫に対して特異的に殺虫効果を持っているので、使用に当たっては製品に表示してある注意事項を遵守し、桑園又は養蚕施設などに本剤が飛散しないようにする。

エ 合成ピレスロイド剤は、蚕毒性が強く、また、その影響が蚕に対して2か月以上の長期にわたるものもあることから、桑園又は養蚕施設に飛散し、蚕に影響を与え、被害を発生する可能性のある地域では絶対に使用しない。

4 事故発生時の措置

(1) 万が一、農薬使用に伴う事故が発生した場合は、直ちに各農林水産事務所農政課（名古屋市については、県庁農業水産局農政部農業経営課）、保健所及び市町村役場に報告するとともに、速やかに原因を究明して適切な措置を講じる。

(2) 毒物又は劇物に該当する農薬が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるようなときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

(3) 農薬が盗難又は紛失したときは、直ちにその旨を警察署に届け出る。

5 航空機を用いた農薬の散布

有人又は無人航空機を用いた農薬の散布は、地形、気象条件等に影響されるため、当該散布に係る被害防止には特に留意する必要がある。実施に当たっては、「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通達）、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）、愛知県農林水産航空事業基本方針等に定める事項を十分遵守し、万全な被害防止対策を講じる。

6 効率的防除の推進

近年、低毒性農薬の普及により農薬を安易に使用する傾向がある。低毒性農薬といつても相対的なことであり、無毒・無害な物ではないので病害虫の早期発見と適期防除に努めるとともに、研修会等を積極的に活用し、病害虫防除技術及び農薬に関する知識の向上等を図り、効率的防除を推進して農薬使用量の低減を図ることに努める。

附 則

この指針は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成11年1月5日から施行する。

附 則

この指針は、平成14年5月21日から施行する。

附 則

この指針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成19年8月14日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年8月18日から施行し、平成27年12月10日から適用する。

附 則

この指針は、令和元年8月29日から施行し、令和元年7月30日から適用する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。